

東社協 福祉施設経営相談室だより 55平成19年3月14日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp

本相談室だより 55は障害関係施設あて発行されています。

障害者自立支援法移行に伴う新勘定科目

障害者自立支援法施行に伴う勘定科目改正通知（雇児発第022001号）があり（東京都から送付済）本相談室に対し、これに関連するご相談があり、以下に詳述しますので、ご一読ください。なお、適用は平成18年4月1日からとされていますが、以下の記述をふまえてください。適宜経理規程別表及び予算書の勘定科目の改訂が必要となります（全2枚）。

記

1 勘定科目（資金収支予算内訳表、事業活動収支内訳表共通）

	大	中区分	(内訳)	
経常活動による収支	収入	介護保険収入	(発行者注) 予算、決算においては中区分までを表示することとされ、小区分の名称は任意となっているもの。	
		介護保険収入		
		自立支援費等収入		
		介護給付費収入		
		訓練等給付費収入		
		障害児施設給付費収入		
		サービス利用計画作成費収入		
		特定障害者特別給付費収入		
		特定入所障害児食費等給付費収入		
		利用者負担金収入		介護給付費負担金収入
				訓練等給付費負担金収入
				障害児施設給付費負担金収入
				給付費相当(償還払負担金)分等収入
	特定費用等負担金収入(全額負担分)			

上記のように、大区分「介護保険収入」の次に、大区分「自立支援費等収入」、中区分「自立支援費等収入」等7科目を追加、設定されています。さらに同通知では小区分設定するように指示されていますが、具体的な同科目名は提示されていないことから、別表1勘定科目の説明欄に基づき、本相談室にて趣旨付度し提示したものです。

2 ところで、本310号通知は、平成18年11月13日事務連絡『「就労支援の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明』26頁の6項でふれられている通知と思われる。同7項に記載されている「就労支援事業は行わない、社会福祉法人会計基準だけで経理処理を行う場合であっても統一的な会計経理が求められ、【統一的な勘定科目】として示された内容」は本連名通知により修正されたものとなっていますので、ご注意ください。とりわけ、代理受領をしない利用者からの公費負担分は『「就労支援の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明』26頁8項では大区分「利用料収入」、中区分「利用料収入」とされていますが、これを修正して大区分「自立支援費等収入」、中区分「利用者負担金収入」、小区分「給付費相当分」とされています。

3 この310号通知と就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて（社援発第1002001号）における勘定科目は微妙に異なっており、とりわけ、後者には大区分「利用者負担金収入」がりましたがこれは修正削除されていますので、ご注意ください。したがって、社援発第1002001号における各種内訳表の勘定科目の改正通知はないまま、310号通知により会計処理されることになると思われます。

4 新体系に移行しない場合〔自立支援法附則により従前の運営を行う場合〕は、大区分「自立支援費等収入」、中区分「介護給付費収入」、中区分「利用者負担金収入」、小区分「介護給付費負担金収入」となります（附則第21条による）。

5 改正勘定科目適用時期

区 分	適用時期
18年10月以降に新たに就労支援事業あるいは障害福祉サービスを開始した場合	開始時期に遡って310号通知による勘定科目を使用。ただし、3月に入って受理した改正内容を反映させるには困難が伴う場合は従前の例のとおりとし、19年度からの適用でやむを得ないでしょう。
18年10月以降、新たな事業体系に移行した精神障害者社会復帰施設の場合	新事業体系に移行と同時
18年10月以降、新たな事業体系に移行した場合（上記以外）	平成19年4月（新たな事業年度から）
移行しない（授産施設以外の）身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設	4月に遡って310号通知による勘定科目を使用。ただし、3月に入って受理した改正内容を反映させるには困難が伴う場合は従前の例のとおりとし、19年度からの適用でやむを得ないでしょう。
移行しない授産施設、福祉工場	従前採用している授産施設会計基準又は就労支援事業会計処理基準を適宜選択

